

下呂市監査告示 第5号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第2項の規定に基づき
行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年11月30日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成 29 年度

行政監査結果報告書

「負担金・補助金に関する事務」

平成 29 年 11 月

下呂市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政事務の執行についての監査（行政監査）

2. 行政監査のテーマ

負担金・補助金に関する事務

3. 監査の目的

平成28年度財政援助団体等の監査において、市負担金を主な収入とする団体の決算で多額の繰越金（余剰金）が認められた。

また、当該年度の支出総額を上回る繰越金を有している団体が見受けられたほか、積算根拠が明確にされていない負担金等も散見された。

このため、事務の効率性及び有効性の観点から、負担金、補助金交付事務が、公正かつ適正に行われているか、また、負担金交付団体等が効率的かつ適正に予算を執行しているか等を主眼に監査を行い、今後の適正な負担金等交付事務に資することを目的とする。

4. 監査の対象

平成28年度に執行された、一般会計の負担金等交付事務の中から次のものを抽出した。

（1）負担金

負担金の額が団体の収入の5割を超えるもののうち、翌年度への繰越金が多額なもの及び支出の総額が負担金の額を下回るもの

（2）補助金

定額補助金を交付しているもののうち、翌年度への繰越金が多額なもの及び支出の総額が補助金の額を下回るもの

所管部課	負担金等の名称	交付先の名称
観光商工部観光課	下呂市コンベンションビューロー負担金	下呂市コンベンションビューロー
観光商工部観光課	特別誘致宣伝負担金	下呂市観光客特別誘致対策協議会
観光商工部観光課	誘致対策事業負担金	下呂市観光協会連絡協議会
観光商工部観光課	萩原町観光事業負担金	萩原町観光協会
健康福祉部高齢福祉課	げろシニアクラブ連合会運営補助金	げろシニアクラブ連合会
市長公室危機管理課	下呂市防犯協会運営事業補助金	下呂市防犯協会
市長公室市民活動推進課	下呂市体育協会補助金	下呂市体育協会

5. 監査の期間

平成29年10月5日（木）・13日（金）

6. 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象となる負担金等の予算所管課に対し、監査資料の提出を求め、負担金等交付団体の決算状況を調査するとともに、所管課において、負担金等交付団体の予算執行、決算内容を試査の方法により確認しながら、関係職員からの事情聴取し監査を実施した。

7. 監査の着眼点

（1）負担金等の必要性・公益性について

① 負担金等の交付目的、公益上の必要性が明確にされているか。

（2）負担金等の交付の有効性・妥当性について

① 負担金等の額の積算根拠は明確に定められているか。

② 補助金交付の根拠となる要綱等は整備されているか。

③ 負担金等事業の成果を得ているか。

④ 負担金・補助金の支出科目は妥当であるか。

第2 監査の結果

監査の結果及び監査意見は以下のとおりです。

1 負担金等の決算状況

【平成28年度】

（単位：円）

負担金等の名称	交付先の名称	市負担金等	交付先の決算状況		
			収入	支出	繰越金
下呂市コンベンションビューロー負担金	下呂市コンベンションビューロー	21,000,000	29,469,060	21,001,736	8,467,324
特別誘致宣伝負担金	下呂市観光客特別誘致対策協議会	100,500,000	102,911,810	96,630,946	6,280,864
誘致対策事業負担金	下呂市観光協会連絡協議会	2,500,000	2,500,203	2,485,293	14,910
萩原町観光事業負担金	萩原町観光協会	4,052,000	6,141,677	5,325,053	816,624
げろシニアクラブ連合会運営補助金	げろシニアクラブ連合会	1,590,700	2,591,489	2,018,292	573,197
下呂市防犯協会運営事業補助金	下呂市防犯協会	3,000,000	3,502,709	2,791,524	711,185
下呂市体育協会補助金	下呂市体育協会	6,118,000	7,407,158	6,032,522	1,374,636

2 負担金等の必要性・公益性について

(1) 負担金等の交付目的、公益上の必要性について

ア いずれの団体も公益性が認められ、その団体の規約に定められた目的を達成するため、団体が行う活動に対して負担金を交付しているものであり、必要性、公益性が明確にされていた。

負担金の支出は、市が交付団体の活動に賛同し、活動に要する経費の全部または一部を負担するためにしているもので、交付の目的は、明確にされていた。

〔下呂市コンベンションビューロー負担金・特別誘致宣伝負担金〕
〔誘致対策事業負担金・萩原町観光事業負担金〕

イ 補助金については、いずれも各団体が自主的に行う事業の目的を達成するため、下呂市補助金等交付規則や補助金ごとに定められた交付要綱の趣旨に沿って支出されており、必要性、公益性は明確にされていた。

〔下呂市防犯協会運営事業補助金・下呂市体育協会補助金〕
〔げろシニアクラブ連合会運営補助金〕

3 負担金等の交付の有効性・妥当性について

(1) 負担金等の額の積算根拠について

ア 予算編成時に団体から提出された事業計画及び予算額については、担当課が査定を行い、負担金の額が積算されていた。

(萩原町観光事業負担金)

イ 予算編成時において計上された負担金の額は、詳細な積算に基づいていない。

〔下呂市コンベンションビューロー負担金・特別誘致宣伝負担金〕
〔誘致対策事業負担金〕

ウ 補助金の額については、均等割と会員数が積算根拠となっていた。

(げろシニアクラブ連合会運営補助金)

エ 補助金の額について、予算編成の段階で、一定の率または一定額を前年度補助金から減額した額としている。

(下呂市防犯協会運営事業補助金・下呂市体育協会補助金)

(2) 補助金交付の根拠となる要綱等の整備について

ア いずれの補助金も交付の根拠は、規則、要綱で規定されていた。

〔下呂市防犯協会運営事業補助金・下呂市体育協会補助金〕
〔げろシニアクラブ連合会運営補助金〕

(3) 負担金等事業の成果について

ア 平成28年度決算において、支出総額より市の負担金の額が上回って交付されていた。

(特別誘致宣伝負担金・誘致対策事業負担金)

イ 事業の成果について、負担金ごとにP D C Aシートが作成されていたが、その内容に具体性は認められなかった。なお、分析、評価は不十分で客観的な数値等も用いられていない。

〔 特別誘致宣伝負担金・誘致対策事業負担金
萩原町観光事業負担金 〕

ウ 年度の活動実績を詳細にまとめ、負担金を活用した事業の経済効果について分析した報告書が提出されていた。

(下呂市コンベンションビューロー負担金)

エ 市が提出を求めている負担金の決算書について、団体の全体事業費に係るものが提出され、その決算書により履行確認が行われていた。全体の事業内容は確認できたが、負担金の対象となる経費については明確になっていない。

〔 下呂市コンベンションビューロー負担金・特別誘致宣伝負担金
誘致対策事業負担金・萩原町観光事業負担金 〕

オ 平成28年度決算において、支出総額より市の補助金の額が上回って交付されていた。

(下呂市防犯協会運営事業補助金・下呂市体育協会補助金)

カ 事業の履行確認は、地方自治法第143条第1項第4号の規定により年度内に行わなければならないが、翌年度になってから実績報告書の提出を受け、これにより履行確認が行われていた。

〔 下呂市防犯協会運営事業補助金・下呂市体育協会補助金
げろシニアクラブ連合会運営補助金 〕

(4) 負担金・補助金の支出科目の妥当性について

ア 団体が実施する事業に対して負担金を支出する場合、市がその団体の構成員として、経費の全部または一部を負担するものであるが、今回監査対象としたものの中には、市がその団体の構成員になっていないものがあった。

(萩原町観光事業負担金)

イ 補助金については、各補助金交付要綱の規定に従い交付事務が行われており、その支出科目について、妥当であると認められた。

〔 下呂市防犯協会運営事業補助金・下呂市体育協会補助金
げろシニアクラブ連合会運営補助金 〕

第3 監査意見

1 概算払と前金払について

例外的支出として認められている概算払と前金払については、地方自治法第232条の5第2項で「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。」と定められており、同法施行令第162条第1項では「次の各号に掲げる経費については、概算払を行うことができる。」として概算払の範囲が定められ、同項第3号に「補助金、負担金及び交付金」が挙げられています。同じく、補助金等の前金払についても、地方自治法施行令第163条第1項により可能となっています。

この2つの支払い方法の差異をみると、概算払とは「債務関係が発生しているが履行期が未到来であり、債務金額が確定していない経費について概算をもって支出することで、事後において精算を伴うもの」(第一法規㈱ コンシェルジュデスク)、これに対し、前金払とは「普通地方公共団体がその負担した債務の履行期到来前において、金額の確定した債務について、その履行をすることで、事後において精算を伴わないもの」(同)とされ、支出要件等の違いは、債務金額が確定しているか否かと、精算の要否になります。

2 補助金の見直しと定額補助から定率補助への検討について

今回監査の対象とした3つの補助金については、いずれの補助金も債務金額が確定しているものとして定額補助となっており、前金払の方法で支払われています。その結果、実績報告書により補助金交付額を申請額と同額で確定し、事実上の精算行為が行われずまま事業費を上回る補助金が交付された、次のような事例がありました。

【平成28年度】

(単位；円)

名 称	補助金交付額	支出決算額	超過額	繰越金
下呂市体育協会補助金	6,118,000	6,032,522	85,478	1,374,636
下呂市防犯協会運営事業補助金	3,000,000	2,791,524	208,476	711,185

市体育協会補助金についてみると、金額は下呂市教育関係事業補助金交付要綱で、市長が定める額となっています。そして、支出決算額の約3割を占める種目団体体育成費の算出方法については、体育協会が定めた下呂市体育協会種目団体体育成費交付規則により、均等割と、加入者数に一定単価を乗じて算出した額が基本となっており、平成28年度の補助金の総額は、合理化計画により前年度補助金から5%減額した金額とし、前金払の方法で支出されています。その結果、平成28年度の決算で、支出総額603万2,522円より8万5,478円多い、611万8,000円の補助金が交付され、137万4,636円が翌年度へ繰り越されています。また、市防犯協会運営事業補助金については、金額は下呂市防犯対策等事業補助金交付要綱で、予算で定めた範囲内

の額と規定され、計画的に一定額を減額した額となっています。

地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められ、地方財政法第4条第1項には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められています。さらに、そもそも補助金とは交付対象団体等の自主財源を補う財政的援助であるという観点からも、このような事業費の総額を上回る補助金の支出は不適切と言わざるを得ません。

ついては、交付対象団体の事業規模は毎年変化していることも考慮して、定額補助として市が交付しているすべての補助金について、事業費に比例した定率補助に移行させることができないか検討してください。

ただし、定率補助への移行の検討にあたっては、補助金は、市が政策上、促進奨励する事業に対するもので、相当の反対給付を受けないものであることや、極めて公益性の高い団体の運営費に対する補助の在り方についても十分に考慮する必要があります。

ちなみに定率補助とした場合、債務の履行期到来前の支出については、債務金額が確定していないことになり、精算を伴う概算払となります。

3 負担金の見直しと精算について

今回監査の対象とした負担金の支出においても、次のように、平成28年度決算において支出総額より市の負担金の額が上回って交付されたものがありました。例えば、負担金が支出総額を大きく上回った場合、負担金の性格上、少なくとも上回った分について、当年度において市は何らかの利益を受けていないと考えられ、はたして、その事業から十分な効果が得られたのか大いに疑問が残るところです。負担金の額の確定にあたっては、積算根拠を精査し、適正な額としてください。

なお、当該負担金が履行期到来前に支払われていることから、概算払で支払われたのであれば精算が必要となり、前金払で支払われた場合であっても、下呂市会計規則第36条により、その事実に変更が生じたものとして精算を行う必要があると思われます。

【平成28年度】

(単位；円)

名 称	負担金交付額	支出決算額	超過額	繰越金
特別誘致宣伝負担金	100,500,000	96,630,946	3,869,054	6,280,864
誘致対策事業負担金	2,500,000	2,485,293	14,707	14,910

4 繰越金について

今回監査の対象とした7つの補助金及び負担金について、収入決算額に占める割合、前年度繰越金を除いた収入決算額に占める割合、そして補助金及び負担金に対する当年度繰越金の割合をみると、次のようになっています。

【平成 28 年度】

(単位 ; %)

名 称	収入決算額に 占める補助金 等の割合	前年度繰越 金を除く	補助金等に対す る当年度繰越金 の割合
下呂市体育協会補助金	82.6	94.0	22.5
下呂市防犯協会運営事業補助金	85.6	93.7	23.7
げろシニアクラブ連合会運営補助金	61.4	82.7	36.0
下呂市コンベンションビューロー負担金	71.3	94.1	40.3
特別誘致宣伝負担金	97.7	99.9	6.2
誘致対策事業負担金	100.0	100.0	0.6
萩原町観光事業負担金	66.0	81.0	20.2

以上の割合からは、次のことが考えられます。

つまり、収入決算額に占める補助金または負担金の割合が低く、補助金または負担金に対する当年度繰越金の割合が高いものについては、団体に一定の自主財源や前年度繰越金があるものと考えられることから、補助金または負担金の削減や見直しについて検討が必要と思われます。また、前年度繰越金を除いた収入決算額に占める補助金または負担金の割合が高く、補助金または負担金に対する当年度繰越金の割合も高いものについては、精算による補助金または負担金の市への返還が検討されるべきと考えます。

なお、この場合、補助事業の繰越金については、補助金は交付対象団体等の自主財源を補う財政的援助であるという観点から、自主財源は、補助金に優先して事業費に充当されるべきものであることを考慮する必要があります。

5 多額の繰越金について（市コンベンションビューロー負担金）

市コンベンションビューローの平成 28 年度決算において、多額の繰越金が発生しています。コンベンション主催団体に対する助成金が支出の大部分を占めており、コンベンションの開催実績は年度によって流動的であることから、繰越金の額は、846 万 7,324 円にのぼっています。この繰越金について、担当課から、翌年度開催のコンベンション誘致活動がその前年度から行われているため、翌年度の助成金を担保することになるとの説明を受けました。しかしながら、多額の予算を翌年度へ繰り越し、その繰越金を翌年度の事業費として調整することは、当年度に事業が不執行となったことにより、この部分について市は何らかの利益を受けていないこと、また、原則として歳出予算の繰り越しができないとする地方自治法第 208 条第 2 項で定められた「会計年度独立の原則」からしても、適正を欠くものと思われます。したがって、負担割合を考慮した上で、構成団体への返還について検討されるべきものと考えます。また、同時に交付対象団体の年度当初の資金繰りを考慮して、負担金の概算払を行い、精算をすることが適切と考えます。

なお、コンベンションビューロー負担金については、翌年度に開催されるコンベンションの誘致活動に支障をきたさないために、債務負担行為を設定することができないか検討してくだ

さい。

6 概算払の精算に係る会計処理について

補助金、負担金及び交付金の概算払については、地方自治法施行令第162条第1項で定められていますが、当市の支出負担行為決議書、支出命令書の支払区分は概算払ではなく、通常払として会計処理されています。概算払は精算行為が必要となることから支払区分を明確にし、精算については、下呂市会計事務マニュアルに則って事務処理してください。

最後に（ガイドラインの策定と要綱の整備について）

市が交付する補助金、負担金の財源には、市民の貴重な税金が充てられていることから、その執行については、言うまでもなく適正を期さなくてはなりません。

しかしながら、今回の行政監査において、補助金と負担金、定額補助と定率補助、概算払と前金払、繰越金の取り扱いについて、適正に事務処理が行われているかという点で疑問を持たざるを得ない事例がありました。疑問に思われることは、負担金については、その事業から市は当該年度に適正な利益を受けているか、また、補助金の性格を有していないか、定額補助については、その積算根拠に合理性があるか、概算払と前金払については、それぞれ正確に処理されているか、そして多額の繰越金が生じているという点です。

当市において、これまでも補助金等見直しプロジェクトにより、補助金の見直しが行われてきましたが、補助金の執行状況の変化に伴い、定期的に見直す必要があると考えます。ついては、補助金の一層の適正化を図るため、公益性や有効性、運用面での効率性や妥当性について、その在り方を示したガイドラインを新たに策定することについて検討してください。

また、補助金については、下呂市補助金等交付規則や、規則を補完する各補助金交付要綱により事務処理されているところですが、今回監査の対象とした3つの補助金の交付要綱をみると、補助金の額については、「予算で定めた範囲内の額」（1補助金）、「市長が定める額」（2補助金）となっており明確に規定されていません。また、補助対象経費についても、その規定がなかったり（1補助金）、「(団体)が行う活動及び運営に要する経費」（2補助金）とだけ規定され、明確ではありませんでした。ちなみに、監査対象外のいくつかの補助金交付要綱を見ると、補助金の目的が異なるため補助対象経費等についての規定方法に違いがあるものの、これらについては明確に規定されていることから、当市の各補助金交付要綱の規定は統一性に欠けます。ついては、前述のガイドラインを受ける形で、要綱の見直し、整備について検討する必要があります。

なお、第3次下呂市行政改革大綱の基本方針のひとつである「Ⅰ持続可能な財政基盤の確立に向けた財政運営の改革」の「3補助金等の見直し」の中で、すべての補助金、負担金について見直す旨が掲げられていることから、負担金についても、交付要綱やガイドラインが策定できないか検討されることを要望します。

最後に、今回の行政監査では3つの補助金と4つの負担金に絞って対象としましたが、意見として述べた定率補助への検討や繰越金の取り扱いなどについては、全庁的な課題として捉えていただき、必要な改善に向けた取り組みが積極的に行われることを期待します。